

【社会的調整が必要な地域等】

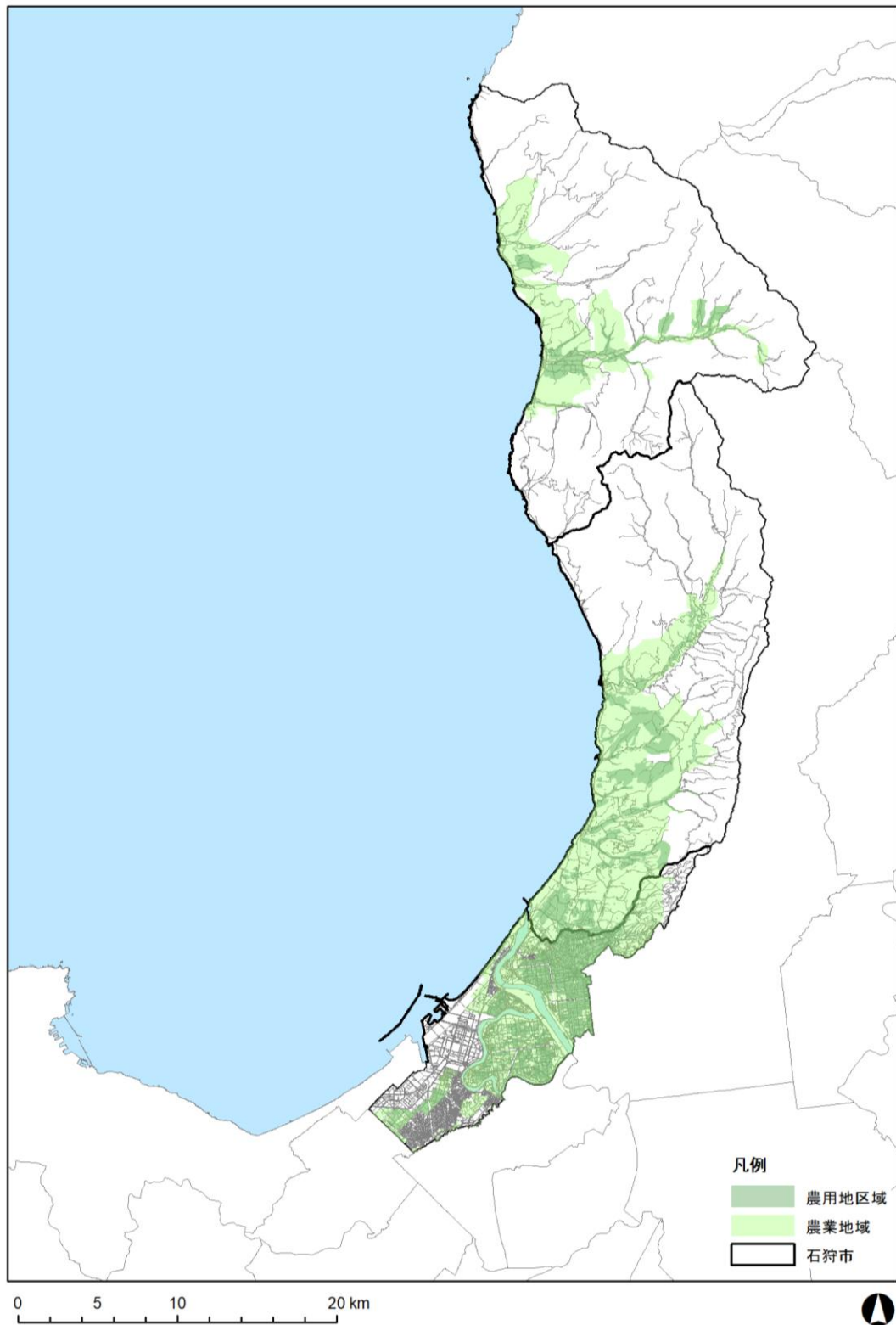
①土地利用（農地等）

ゾーニング対象範囲における水田、その他農地などについて、その指定状況、作業部会等での検討結果に応じて、環境保全エリア、調整エリア、導入可能エリアとして設定を行う。

・農用地区域及び農業地域レイヤー

農用地区域及び農業地域レイヤーを図 3-22 に示す。作成には、国土交通省国土政策局国土情報課より一般公開されている国土数値情報「農業地域データ」（平成 27 年度作成）を用いた。石狩市においては、石狩川周辺から厚田川周辺にかけての地域や、浜益川周辺に農用地区域及び農業地域が分布している。

【 図 3-22 農用地区域及び農業地域レイヤー 】



出典) 国土数値情報「農業地域データ(平成 27 年度作成)」(国土交通省国土政策局 HP)
背景図: 「基盤地図情報」(基盤地図情報ダウンロードサービス)

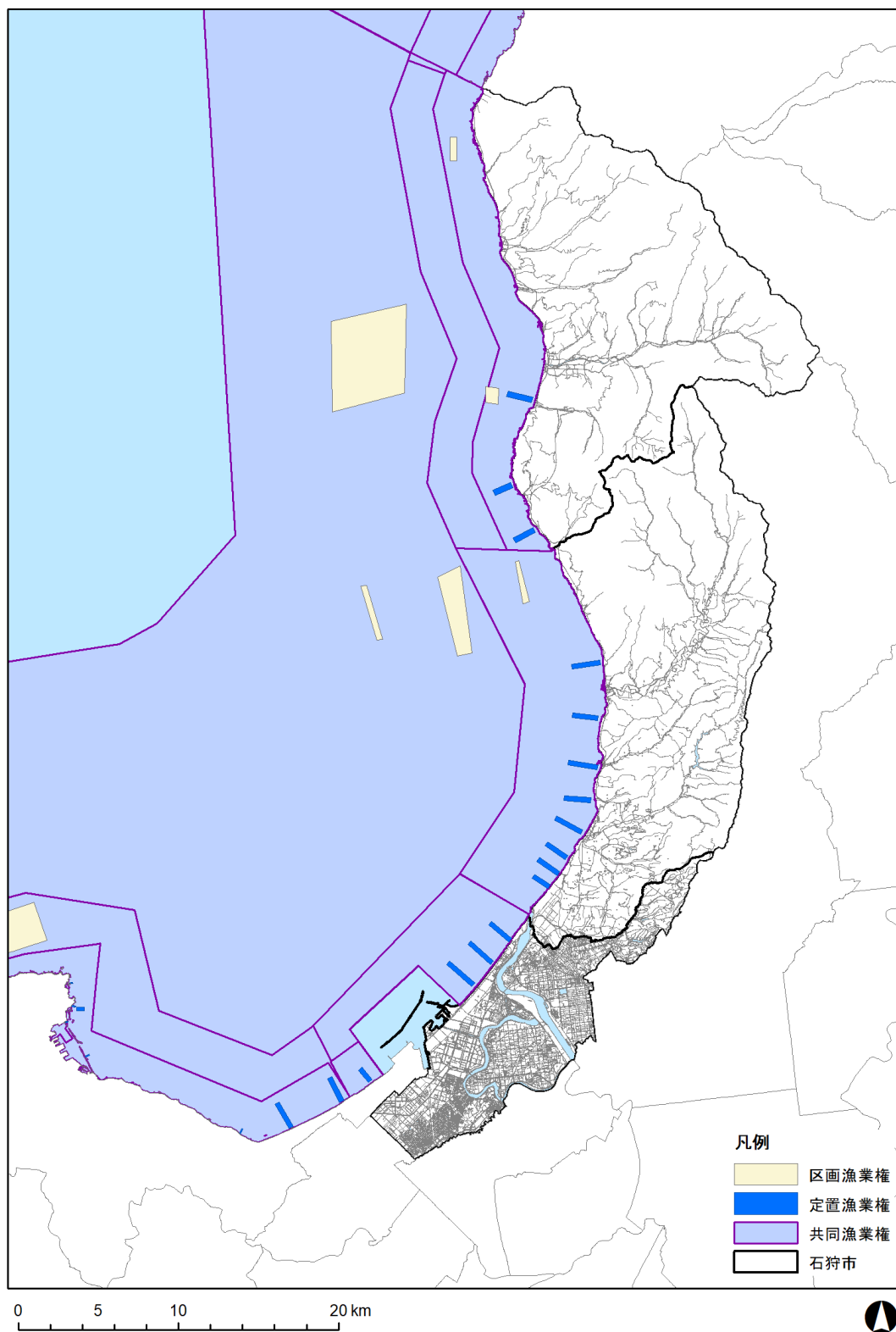
②海面利用（漁業権）

ゾーニング対象範囲において「漁業法」による漁業権設定区域について、「定置漁業権」、「区画漁業権」の設定海域は、原則として環境保全エリアとし、「共同漁業権」の設定海域については、漁業者等へのヒアリング、漁場の位置、作業部会での検討結果に応じて、調整エリア、導入可能エリアとして設定を行う。

・漁業権のレイヤー

漁業権のレイヤーを図 3-23 に示す。作成には、「海洋台帳 海上保安庁」を用いた。石狩市地先海域には、「定置漁業権」「区画漁業権」「共同漁業権」が設定されている。

【 図 3-23 漁業権のレイヤー（区画漁業権、定置漁業権、共同漁業権） 】



出典)「海洋台帳 海上保安庁」(平成 29 年 10 月閲覧)
 背景図:「基盤地図情報」(基盤地図情報ダウンロードサービス)

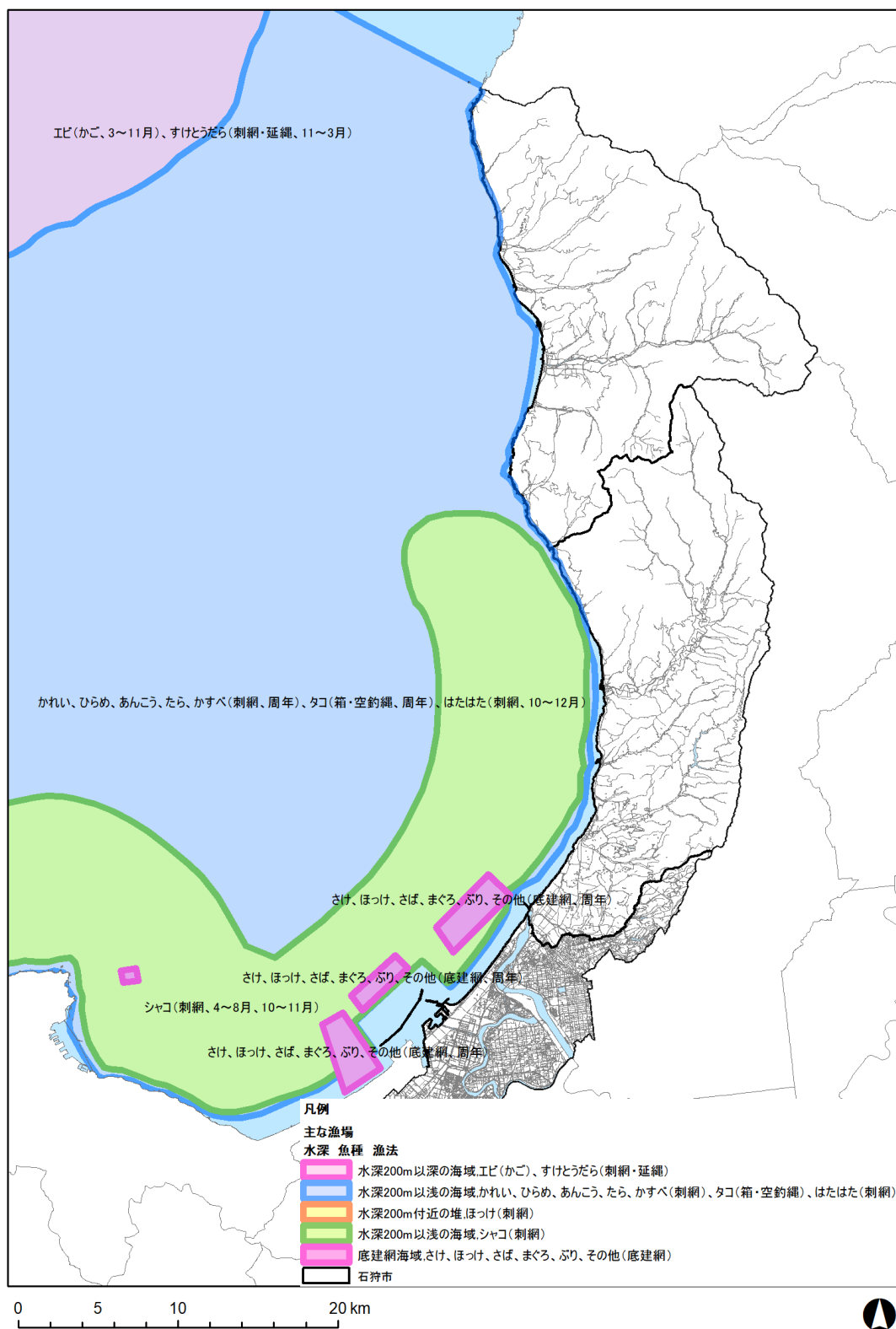
③海面利用（漁場）

ゾーニング対象範囲における沖合の漁場（漁業権設定区域以外の沖合海域）では、漁場としての利用状況についてヒアリング結果、作業部会での検討結果等に応じて、調整エリア、導入可能エリアとして設定を行う。

・漁場レイヤー

漁場レイヤーを図 3-24 に示す。作成には、「石狩湾海域協定航路図（2016 年改訂）」を用いた。石狩市地先海域においては、刺網、延縄、箱、底・空釣縄、かご、建網等による漁業の漁場が分布している。

【 図 3-24 漁場レイヤー 】



出典)「石狩湾海域協定航路図(2016年改訂)」
背景図:「基盤地図情報」(基盤地図情報ダウンロードサービス)

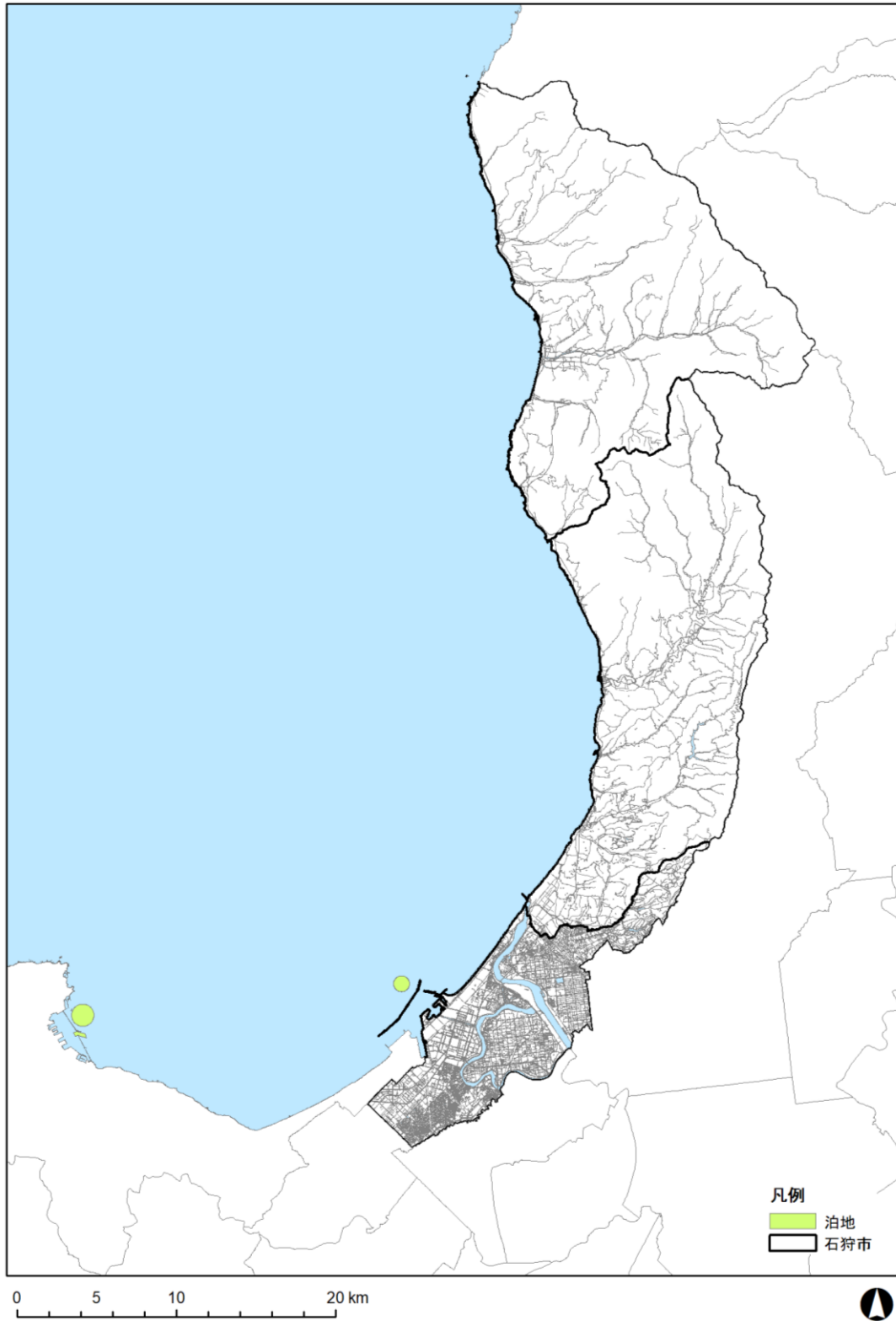
④港湾区域

ゾーニング対象範囲において「港湾法」による港湾区域については、港湾管理者など関係機関や先行している風力発電事業者との協議等により、環境保全エリア、調整エリア、導入可能エリアとして設定を行う。また、港湾区域内に設定されている泊地（検疫錨地）については環境保全エリアとする

・泊地レイヤー

泊地レイヤーを図 3-25 に示す。作成には、「海洋台帳 海上保安庁」を用いた。石狩市地先海域には、石狩湾新港の泊地（検疫錨地）や小樽港の泊地（検疫錨地）が指定されている。

【 図 3-25 泊地レイヤー 】



出典)「海洋台帳 海上保安庁」(平成 29 年 10 月閲覧)
背景図:「基盤地図情報」(基盤地図情報ダウンロードサービス)

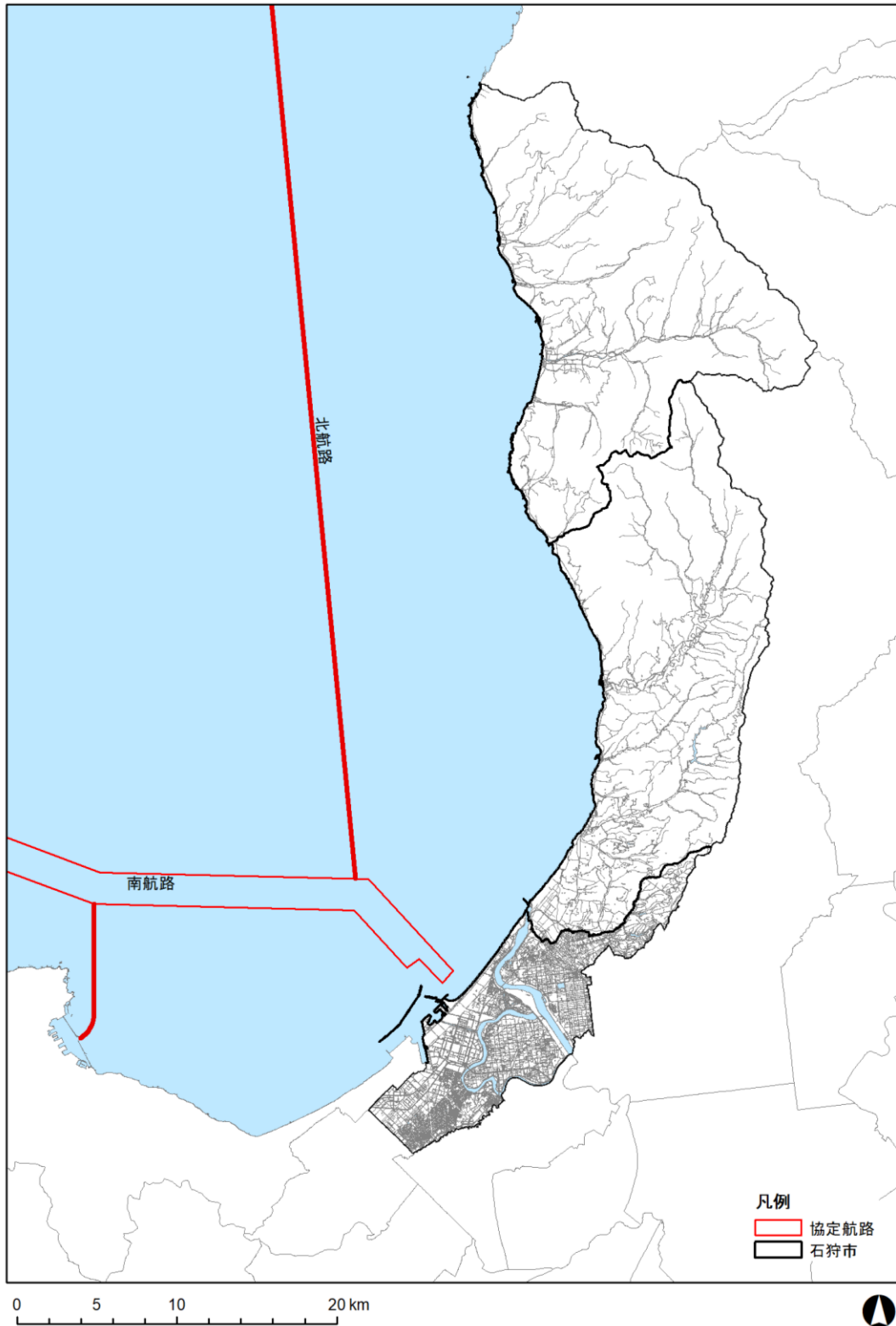
⑤航路

石狩湾新港を中心にする関係機関との調整により設定されている自主的な航路（南航路、北航路）については、港湾管理者、漁業者など関係機関との協議等により、環境保全エリア、調整エリアとして設定を行う。

・航路レイヤー

航路レイヤーを図 3-26 に示す。作成には、「石狩湾海域協定航路図(2016年改訂)」を用いた。石狩市地先海域には、南航路及び北航路がある。

【 図 3-26 航路レイヤー 】



出典)「石狩湾海域協定航路図 (2016年改訂)」
背景図:「基盤地図情報」(基盤地図情報ダウンロードサービス)